

第6章

都市計画マスタープランの実現に向けて

1 まちづくりの基本的な進め方

これまで練馬区は、区民や事業者とともに地域の実情を踏まえながら、まちづくりを進めてきました。しかし、まちづくりは、個々の計画や事業の内容、さらには社会状況の変化等により、様々な形が想定されます。

一方、地球環境への配慮、災害に対する安全性の確保等、様々な課題への対応が、まちづくりにおいても重要になってきています。また、新しい成熟社会においては、多様化する行政需要が見込まれます。誰も経験したことがない新たな時代に、快適な都市環境を創出するためには、まちづくりの進め方もこれまでとは異なる方法が求められます。

そのため、まちづくりの実現にあたっては、まちの構成員である様々な主体が協働して多様な地域課題の解決に取り組む環境を整えていくことが、増々重要となります。

(1) まちづくりの進め方

ア まちづくりの主体とその役割

住宅都市として発展するため、まちづくりの担い手の多様化が進む中での区民等、事業者、区などの役割を明らかにし、連携を図ります。

□ 区民等の役割

区民等は、自らのまちにおける活動がまちづくりの基本となることを認識します。その上で、まちづくりには一定の負担が伴い、自らが当事者としてまちづくりの責任を担うことを自覚し、様々な主体と協働しながら、積極的にまちづくりに取り組みます。

□ 事業者の役割

事業者は、自ら地域社会の一員として、その事業活動が地域社会に与える影響に配慮し、自らも良好なまちづくりの実現に寄与するよう努めます。その上で、自らの専門性を活かした地域社会への貢献、地域の特性に合ったまちづくり事業やまちづくり活動への協力をします。

□ 区の役割

区は必要なまちづくり事業に直接関わりつつ、まちづくりの取組が進むように、区民等の自主性を尊重しながら支援します。また、厳しい財政状況下でも行政が責任を持つべき役割として、基本的にまちに必要とされる都市施設*、震災や都市型水害などに対する防災性の確保、都市生活の利便性の向上に努めます。

イ まちづくりを進めるにあたって

区などの行政が主体となる広域的な都市計画から住民に身近な地域のまちづくりまで、様々な段階に合わせたまちづくりを進めます。

□ まちづくり事業の進め方

都市計画に基づく事業等の際は、計画の段階から区民参加を図るようにします。国や東京都の事業では、区民等の意向が反映されるよう事業主体に働きかけます。また、区民等の当事者間の協議の調整などを総合的な視点から行います。さらに、事業の過程で形成された区民の活動が事業終了後も継続され、地域活動につながるように支援します。

□ 社会実験の実施等

まちづくりを進めるためには、区の持つ情報の積極的な公開が不可欠であるとともに、区民等が情報を容易に得られるように、多様な提供方法が必要です。また、事業の効果を確認するためにその実施にあたり、必要に応じて社会実験を行うなどし、区民等と区が協力して計画づくりを行います。

□ 制度や仕組みの活用

都市計画マスタープランの実効性を高めるためには、まちづくり条例*や練馬区景観条例（平成23年3月練馬区条例第10号）等のまちづくりに関する制度の活用が必要です。こうした制度が積極的に活用されるよう制度の周知をするとともに運用面での改善を図ります。また、これまでの実績を踏まえて必要に応じて制度の見直しをします。



(2) まちづくりの普及および啓発

まちづくりの主体の多様化を見据え、次のような取組を通じて、まちづくりに関する意識の醸成を図ります。

ア まちづくりへの支援

□ まちづくりに関する情報発信

区民に向けてわかりやすくまちづくりに関する情報発信を行います。区報、区ホームページ等の活用をはじめ、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）など進化し続けるICT（情報通信技術）の利用も検討します。

□ まちづくりに関する支援

区民のまちづくりへの理解や関心を高めるため、様々な事業と連携し、まちづくりについて学ぶ機会や場の充実を図ります。また、次世代のまちづくりの主人公となる小学生、中学生等に対して、まちづくりに興味を持つ機会、学習の機会を提供します。

地域のまちづくりの担い手へ情報提供等の支援を行い、まちづくり組織や町会および自治会、企業、大学等とのネットワークの形成につなげます。

イ まちづくりセンターによるまちづくり支援

練馬まちづくりセンター（平成18年開設）は、区民・事業者・行政をつなぐプラットフォームとしての役割を担いながら、区と連携してまちづくりを支援することが期待されます。

現在、練馬まちづくりセンターでは、まちづくりを進めるため様々な事業の実施、まちづくり活動の支援をしています。今後も練馬区におけるまちづくりの課題や区民のまちづくりに対するニーズに応じて柔軟に事業を展開します。

□ まちづくりに関する普及啓発およびプラットフォーム形成

区民がまちづくりに対する関心と理解を深め、まちづくりに関する知識や技術を習得するため、情報提供と学習機会の提供を行います。情報の共有、活動のネットワーク化を図るための交流の場を提供します。

□ まちづくりに関する相談および支援等

区民のまちづくり活動に対する相談に応じるとともに、練馬まちづくりセンターを中心としたネットワーク等を活用しながら活動を支援します。区民の企画するまちづくり事業の企画協力、運営支援等を行います。

また、景観整備機構*として景観形成事業を行います。さらには、まちづくりに関連して、区に対する施策提案を行っていくため、調査や研究を進めます。

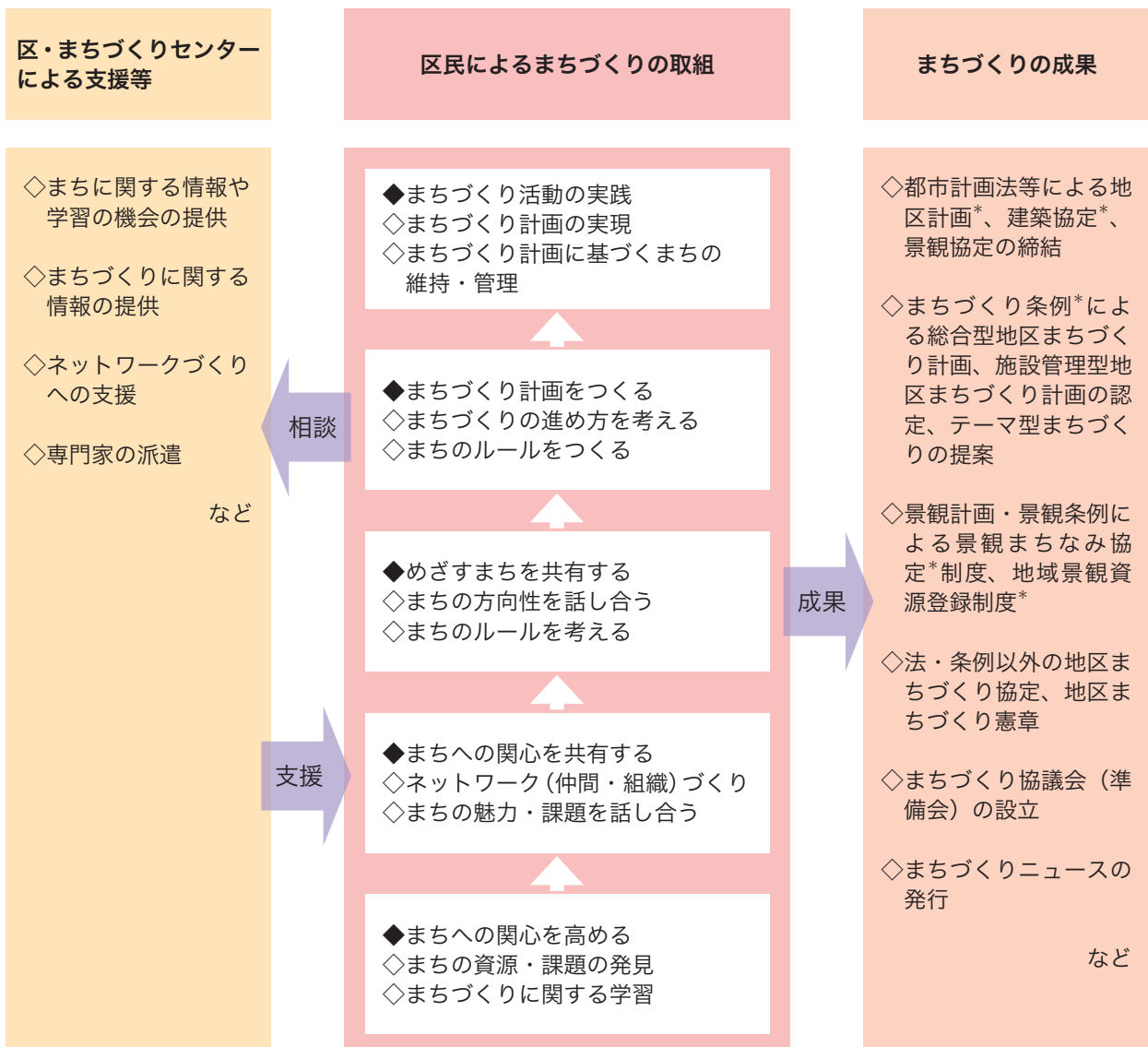
ウ 地域におけるまちづくり活動

快適な住宅都市をめざしまちづくりを進めるため、まちづくりのきっかけづくりを多様な方法で提供します。発意のある地域については、組織づくりや計画づくりを区や練馬まちづくりセンターが支援するとともに、計画の維持管理についても継続的に支援します。

地域における良好な環境や地域の価値を維持するとともに向上させるため、地域の組織が継続的で包括的なタウンマネージメント*組織として発展するよう支援します。

また、地区計画*などを進めている地区においても、地域住民の発意を計画の趣旨を踏まえた継続的な活動に結びつけるように支援します。

まちづくり推進のイメージ



2 都市計画マスタープランの実現に向けて

(1) まちづくりの推進体制

ア 地方分権の推進

快適な都市環境を創出し、活力に満ちた「住宅都市」を実現するには、基礎的自治体である区の役割は重要です。地域社会に関する行政は区が担うという原則に基づき、国・東京都・区の役割分担を明確にするとともに、区の自主性を高め、まちづくりを進めることが必要です。

イ 国、東京都等との連携体制の強化

まちづくりは、幅広い分野にまたがるため、国、東京都、隣接する市区、関係機関との連携が必要です。特に、河川や水辺空間の形成、公共交通網の充実、幹線道路のネットワーク形成等は区単独でできるものではありません。区は、国、東京都などと積極的に連携を図り、関連機関と役割を分担しながら、まちづくりの進展に努めます。

また、庁内の各部署との横断的な連絡調整の仕組みや体制を構築し、既往の取組や各種施策を活用するとともに新たな工夫を重ね、連携してまちづくりに取り組みます。

ウ まちづくりの推進体制

多様なまちづくりのニーズに応えることは、行政のみでは難しい場合もあります。区民、事業者、NPO*等様々な主体の協働によるまちづくりが望まれます。質の高い公共空間づくりを進めるため、幅広い分野での専門家との協働体制の構築を検討します。また、こうしたまちづくりの手法である公共主体と民間が協力、連携して公共サービスを提供するPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）*制度の活用等も視野にいれ、多様な主体による都市づくりを推進します。

エ 持続したまちづくりに向けて

まちづくりには、長い時間を要するとともに継続性も必要です。さらに、まちづくりを効果的に進めるためには、財源の確保も重要です。基礎的自治体として、責任をもってまちづくりを進めるために、安定的な財源の確保に努めます。また、必要な財源を確保するため、国や東京都の事業制度や補助金等の活用も図ります。

施策の展開にあたっては、事業やその内容について配慮しながら、優先度、緊急度に応じて選択を行い、戦略的に実施します。そのため、基本となる上位計画および関連計画に基づきまちづくりを進めます。

(2) 都市計画マスタープランの評価と見直し

ア 都市計画マスタープランの実現に向けて

都市計画マスタープランは、中長期的な視点に立つ区のまちづくりの方針です。「まちの将来像」を実現するためには、都市計画マスタープランの実行性を高める必要があります。そのため、個別のまちづくりや都市施設*の整備について検討を行います。

また、様々な主体の参加を図り、多様な手法を視野に入れつつ「まちの将来像」の実現を図ります。

イ まちづくりの進行管理

個別の都市計画や地域のまちづくり計画は、都市計画マスタープランがめざす「まちの将来像」を具体化するものです。各計画および施策の進行管理にあたっては、目標を定め、その評価や見直しを実施します。

都市計画マスタープランの実施状況にあたっては、施設の整備（ハード面）の進捗状況に加え、プロセスの進捗状況、区民の参加状況などにも留意します。実施状況の結果を、まちづくり分野の計画および事業へ反映します。

ウ 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、20年後を目標とする「まちづくりの方針」です。次回の見直しは、目標年次である平成30年代中頃（2020年代）を想定しています。

見直しの際には、社会経済状況の変化や区のまちづくりの進捗状況を踏まえて、進めます。改定にあたっては、都市計画マスタープランの実施状況を確認するとともに、上位計画、関連計画との整合性を図ります。

さらに、都市計画マスタープランを多様な主体が共有するプランと位置づけ、見直しのプロセスをまちづくり推進の機会と捉えます。まちづくりに関する情報を広く公開するとともに、多面的に区民意見の反映を図り、見直しの方法等を工夫します。

エ 新しい成熟都市をめざして

都市計画マスタープランの目標年次は平成30年代中頃（2020年代）となっています。

しかし、これまでとは異なるモデルなき時代に、新しい成熟都市をめざすには、目標年次よりさらに先の練馬区の将来を見据え、長期的な視点を持ち、まちづくりを進めることが必要です。



★コレカラ集会

練馬区都市計画マスタープランの見直しにあたって

都市計画マスタープランは、練馬区における都市計画の全体像を示す、個別の都市計画の方針であるとともに、地域におけるまちづくりの指針ともなるものです。そのため、練馬区都市計画マスタープランの変更にあたっては、区民の皆さまのご意見をお聴きするため、ワークショップ形式の区民意見交換会「ねりまのまちを語ろう！」(上記写真)の他、区民アンケートやヒアリング等を実施しました。

また、練馬まちづくりセンターは、「ねりまコレカラ集会」(上記★印)等を通し、まちづくり活動の担い手と一緒に、区のまちづくりの方針やこれからのまちづくりについて意見交換を行いました。

※区民意見交換会は、平成25年5月から平成26年2月まで、合計10回実施

※ねりまコレカラ集会は、平成25年3月20日、平成25年11月23日および平成26年3月21日の合計3回実施